

オスプレイ仮処分第2回審尋（2023年11月22日）

債権者の主張書面(1)の概要

※ 債権者＝申立人古賀初次氏ら4名、債務者＝国（防衛省）

第1 債権者らの持分 60ha(600000 m²)のうちの分数にて表示

第2 債権者らの所有権を（共有持分権）を争う債務者の主張について

1 佐賀県から本件土地（国造掘60ha）を取得したのは漁協ではなく、個々の地権者らである

(1) 経緯

ア 本件土地は、農地造成目的の土地改良法に基づく国営土地改良事業（佐賀県代行）であり、事業完了前に配分申し込みを受けて自作農として農業に精進する見込みのある者を選定して配分されることとなっていた。

イ 昭和38年3月29日 佐賀県知事と南川副漁協との申し合わせ

国造干拓に伴う漁業補償の締結をするに当たり、同組合の漁業権者の入植増反希望者に対して国造干拓の農地60haを配分する

【申し合わせの意味（県議会答弁から）】

「当時漁業補償を行ったほかに、ちょうど漁家の生活再建というような面もあって…配分する約束」＝土地改良法に基づく優先配分の合意

ウ 減反政策による国造干拓事業のとん挫と佐賀空港建設計画による佐賀県への払い下げ
佐賀県知事と南川副漁協は、昭和56年6月9日、昭和38年申し合わせを覚書として確認。同ころ、圃場整備を実施しており、昭和60年では一部作付け（航空写真）。

エ 土地配分委員会の設置と佐賀県との協議状況

漁協内で土地配分委員会が設置され、入植者の選定と具体的配分方法等の調整がなされた。具体的な配分は昭和38年当時の組合員に対して若干の増減の調整を行い共有持分権を分配することが決まった。一筆ごとの所有者を確定した平和掘とは異なり、持分での配分としたのは、地力の差による不満の経験を踏まえたものだった。

オ 昭和60年10月2日 佐賀県知事と南川副漁協との協定書の締結

昭和38年申し合わせを確認した昭和56年覚書に基づき、具体的な配分土地と払下げ価格の決定。土地改良法を準用した価格設定（「土地改良法上限額」）。

カ 昭和63年2月10日 佐賀県と南川副漁協との売買契約締結

53筆ものひとつひとつへの250名を超える地権者の共有名義の登記にする多額の費用と労力を必要とするなどのため、便宜的に漁協名義で払い下げを受けたもの。

【漁協の合併の際の顧問弁護士の回答及び覚書（平成19年3月）】

「別紙覚書を南川副漁協と運営協議会で交わしておけば、合併後も新漁協との間の覚書となる」

「覚書 国造60haについて乙（南川副漁協）が登記上名義人となっているが、これは甲（管理運営協議会）及び上記共有者団が法人格を有しないことから、甲が乙に対し、登記名義面における管理を委託したことによるものであり、乙は実体法上の所有者ではない」

(2) 以上から、昭和63年売買により佐賀県から払下げを受けたのは債権者ら地権者である。

2 債権者らの所有権を争う債務者の主張は信義に反すること

(1) 債務者は、「本件土地は同組合が所有者であると認識していた」と主張しているが、裁判限りでの方便に過ぎない。債務者は本件土地の実質的所有者は地権者らであることを十二分に認識していた。

(2) 債務者（国）のこれまで行ってきた地権者対応

ア 令和3年の地権者アンケート、令和5年の地権者への戸別訪問

イ 2017年5月 佐賀県が「佐賀空港の自衛隊使用の要請に関する論点整理（素案）」を取りまとめ、その中で「川副地区4支所に所属する漁業者が自衛隊駐屯地の計画予定地の地権者であること」との漁協の見解を引用している。当然債務者の知るところ。

ウ 令和3年4月2日 岸防衛大臣は、「漁協内のオスプレイ等配備計画検討委員会から、防衛相から地権者への説明をしてほしいとの要望が出され、要望に応えるために調整中」と記者質問に回答。

エ 以後も、岸防衛大臣は、同年7月6日、地権者説明会の実施、地権者の気持ちを伺っていききたい旨回答（記者会見）。後日にも、何回も、地権者の理解との発言あり。

オ 防衛省は、令和5年2月27日、佐賀市との間で「防衛省は地権者の意向を踏まえずに一方向的に土地を取用しない」との合意事項を締結した。

カ 本件売買及び登記移転が済んだ令和5年8月29日、岸防衛大臣は「防衛省としては、駐屯地登記名義人であった佐賀県有明海漁協との間で調整を行い、土地売買契約

を締結した」と発言。

(3) 佐賀県の認識

佐賀県知事は、令和2年11月20日、「地権者さんがどうするかが極めて大きな話」と発言（記者会見）。

- (4) 以上、佐賀県有明海漁協が本件土地の所有者ではなく、実質的所有者は個々の地権者らであることは、同漁協、佐賀市、佐賀県、国の一致した認識だった。にもかかわらず、本件審理に至って、本件土地の所有者は漁協と認識していたなどと主張することは訴訟上の信義に違反する。

3 本件仮処分 of 疎明の程度は本訴における証明に近い程度のものが求められるとの主張について

一般論として異論はないが、債権者らに、自らの所有権の取得原因事実の厳格な証明を求めることは、債権者らの一方的な犠牲のもとに、あえて実質的な所有者ではない登記名義人からそのことを知りつつ本件土地を買受けた債務者を利する結果となり、著しく公平を害する。本件では、当事者間の公平にかなった合理的な疎明の程度で足りる。

4 債権者らは本件土地持分権を取得していないとの債務者の主張について

- (1) 債務者は、売買契約書の名義が有明海漁協になっているなどを根拠に上記主張をする。

しかし、昭和38年の申し合わせ以来の経緯から、入植増反希望者個々人に配分されたもので、債務者の主張はその経過を全く理解しない主張に過ぎない。

- (2) 債務者は、共同漁業権の補償は組合員ではなく漁協に対して行われる旨の最高裁判決をもとに、漁協が佐賀県から所有権を取得したとも主張する。

しかし、昭和38年申し合わせによる造成地の優先配分は、漁業補償の締結に際して行われたものではあるものの、漁業権者（漁協）に対する漁業補償そのものではなく、「漁家＝個々の組合員の生活再建策として入職増反希望者個々人に対して造成地を優先配分する者である。よって、債務者の主張は誤りである。

- (3) 債務者は、平成26年に60haの一部を佐賀空港第4駐車場用地として佐賀県に売却した際も佐賀県有明海漁協が契約当事者となっていることも挙げている。

しかし、佐賀県も60haの実質的所有権が漁協ではなく、土地所有者である漁協南川副支所の組合員であることを明確に認識していたのであり（県議会答弁）、債務者の主張

は前提を欠いており誤りである。

5 債務者のその他の主張

- (1) 債務者は、平成 26 年の第 4 駐車場用地売却についての 60ha 管理運営協議会の議決で反対者がいたのに売買が完了していることも有明海漁協の所有権を裏付けると主張する。
しかしながら、平成 26 年売買について債権者らは特に反対をしていない上、その反対者 2 名も含めて地権者全員が売買代金を受領し、反対者 2 名も売買を追認し、売買は有効に成立しているのである。よって、債務者の上記主張は誤りである。
- (2) 債務者は、“本件土地に関する収益の配分は共有持分権以外にも債権的合意でもでき本件はそれにあたる”“本件協議会は漁協の一組織”などと主張するが、根拠のない独自の見解に過ぎない。地権者はすでに漁協の組合員資格を失った者などを含んでおり、漁協の一組織ということとはできない。

第 3 債権者らの人格権を争う債務者の主張について

- 1 債務者は、債権者らの戦争への漠然とした不安を超えるものではなく、重大な保護法益が具体的に侵害されたものではないと主張する。
- 2 昨今のウクライナ戦争、イスラエルのパレスチナへの攻撃など、具体的攻撃の危険の発生が明らかでないまま突如として攻撃が開始されている。ひとたび攻撃が開始された場合、軍事施設はすべて攻撃を受ける具体的危険を生じ、一般市民が巻き添えになることも明らかである。佐賀空港自衛隊駐屯地建設はこのような危険が新たに生じることを意味する。

ところで、佐賀空港は陸上自衛隊西部方面隊の補給処である目達原駐屯地、水陸機動連隊が駐屯する相浦・竹松駐屯地、陸上上陸大隊が駐屯する崎辺分屯地、海上自衛隊佐世保基地に近く、島嶼防衛のための部隊と兵站物資の空輸拠点と想定されている。水陸機動連隊は、オスプレイや CH47-JA により島嶼に空輸され、陸上戦闘のための装備も空輸されることが考えられる。

したがって、情勢が緊迫すれば、佐賀空港は出撃基地、整備基地、輸送拠点、中継地点としてフル稼働することとなる。当然時間制限もなく 24 時間運用されることとなる。

第 4 保全の必要性を争う債務者の主張について

略。

以上